

令和3年1月8日

保護者の皆様

昭島市立富士見丘小学校
稲垣 達也

新型コロナウイルス感染症予防に向けた学校の対応について（第14版）

国の緊急事態宣言発令等を受け、令和3年1月7日(木)、昭島市教育委員会より、当面の間の活動禁止等について通知がありましたので、下記の通り、お知らせ致します。

記

1 国や都の動向等

- 12月25日(金) 東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議における感染状況の警戒レベル、医療提供体制ともに最高位の「4」を発表。
- 1月7日(木) 国が1月7日～2月7日までの1都3県に対する緊急事態宣言発令。

2 教育活動等の確認事項（当面の間の活動禁止等）

- ① 児童が長時間（15分以上）、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動については控える。
- ② 歌唱及びリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は控える。
- ③ 児童が近距離で活動する実習は、控える。
- ④ 調理実習は行わない。
- ⑤ 図画工作の学習において、児童同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は控える。
- ⑥ 児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は控える。
- ⑦ 全校や異学年の児童が集まる活動は、中止する。
- ⑧ 始業式は換気の行き届いた教室で、放送で行う等、工夫する。
- ⑨ 保護者会等、多くの大人が集まる会は中止する。
- ⑩ 校外での学習は、中止とする。
- ⑪ 授業終了後は、速やかに帰宅させる。
（そのため、放課後スタディー教室と土曜日補習教室も中止となります。）
- ⑫ 学校閉庁日中に児童及びその家族に陽性者が出た場合には、該当する家庭から市役所に連絡をする。その後、「市役所 → 庶務課長 → 指導課長 → 該当校長」の流れで情報が伝達される。校長は該当の家庭に連絡を取り、詳細を把握する。

当面の間の「主な活動禁止等」は以上です。

なお、当面の間とは、緊急事態宣言の目途とされる2月7日までとなっています。

今後も、感染状況、国や都の動向等により変更がありますので、適時お知らせ致します。